

2017年4月27日

制定

1. 本事業は、所員が設定した研究課題や問題意識を、シンポジウムやワークショップ等を通して明確にし、これを深化させることにより、その成果を広く社会に発信するためのものです。
2. 人文社会学研究所を主催とするものに限り、ます。
3. 開催場所は、原則として愛知大学豊橋校舎とします。
4. 応募資格は、人文社会学研究所プロジェクト・研究会の代表者以外の所員とします。
5. 同一の所員は 複数のシンポジウム・ワークショップ等の応募者にはなれません。
6. シンポジウム・ワークショップ等のテーマは、人文社会学研究所の設立趣旨にかなったものとし、ファシリテーターやパネリストに、所員を含めることとします。
7. 1件あたり上限を 40万円とし、これをパネリスト、ファシリテーター等の招聘旅費、謝金(含:会場整理アルバイト費等)、会場設営費、ポスター・フライヤー等広告宣伝費、および成果刊行のための報告書作成費、その他事務費に充てることとします。
8. シンポジウム・ワークショップの開催に係る会場設営および運営等は、原則として、応募者が本助成金によって行うものとします。
9. 本助成金の取り扱いは、本学研究助成規程に準拠します。
10. 終了後に、報告や発言内容を編集のうえ、報告書を作成して下さい。
11. 報告書の言語は問いませんが、一定の表題(タイトル、書名)により、応募者が責任をもって編集して下さい。
12. 報告書は単体での刊行を原則とし、デジタル化したものを、愛知大学リポジトリに登録していただきます。但し、紙媒体による出版に限らず、電子媒体でも構いません。
13. 報告書の発行者は愛知大学人文社会学研究所とします。他の発行(出版)元による刊行も認めますが、発行(出版)元が愛知大学人文社会学研究所でない場合は、「人文社会学研究所による助成がなされている」旨がクレジット等で記載されていたとしても、これは報告書とはみなしません。
14. 報告書の配布は本研究所が行います。
15. 報告書が2017年度の予算によって刊行されない場合は、助成金を全額返還していただきます。
16. 応募にあたっては所定の様式(人文社会学研究所シンポジウム・ワークショップ等開催申請書)を使用して下さい。
17. 申請書は人文社会学研究所事務室へお送り下さい。
18. 締め切りは、当該年度の応募案内に従ってください
19. 採否につきましては、申請書の内容、本事業にかかわる過去の実績、人文社会学研究所プロジェクト・研究会での実績、『文學論叢』への投稿状況、および本研究所の予算規模などにより、運営委員会にてこれを行います。
20. その他本件の運用に必要な事項の決定は、運営委員会の議を経て行います。

附:2017年度所員会議において承認。

この要領は、2017年4月27日から施行する。